

令和4年第5回

中津川市議会（定例会）議案

令和4年11月30日

令和4年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第75号	中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及び ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について・・・4
議第76号	中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について・・・7
議第77号	中津川市個人情報保護審査会条例の制定について・・・15
議第78号	中津川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について・・・21
議第79号	中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・47
議第80号	中津川市積立基金条例の一部改正について・・・64
議第81号	中津川市農業・交流活性化基金条例の廃止について・・・66
議第82号	中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正につ いて・・・68
議第83号	中津川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の 制定について・・・70
議第84号	中津川市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について・・・72
議第85号	中津川市子ども・子育て会議条例の一部改正について・・・74
議第86号	中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について・・・76
議第87号	東濃5市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について・・・78
議第88号	財産の取得について・・・83
議第89号	財産の取得について・・・85

議第90号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
議第91号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87

議第75号

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、及び選挙運動用ビラ作成を公費負担するため、この条例を定めようとする。

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車の使用及びポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改める。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（選挙運動の公費負担）」に改め、同条中「又は」の次に「ビラ若しくは」を加え、同条第2号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 候補者1人について、7円73銭に当該選挙におけるビラの作成枚数（法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

第4条の前の見出しを「（自動車を使用する場合の公費の支払）」に改め、同条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中「同条第2号」を「同条第3号」に改め、同条を第6条とし、同条に見出しとして「（ポスターを作成する場合の公費の支払）」を付する。

第4条の次に次の1条を加える。

（ビラを作成する場合の公費の支払）

第5条 市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、単価の限度額を超える場合には、単価の限度額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第

1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第76号

中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長（地方公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第6条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 市の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 取り扱う個人情報の記録項目
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲
- (5) 取り扱う個人情報の管理責任者
- (6) 記録する個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による個人情報取扱事務の開始又は届出事項の変更に関する届出に係る事項及び前項の規定による個人情報取扱事務の廃止に関する届出に係る事項を、個人情報取扱事務ごとに、かつ、全ての個人情報取扱事務について、記載した個人情報取扱簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中津川市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(中津川市個人情報保護審査会への諮問)

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、中津川市個人情報保護審査会条例（令和4年中津川市条例第 号）第2条に規定する中津川市個人情報保護

審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると市の機関が認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(中津川市個人情報保護条例の廃止)

第2条 中津川市個人情報保護条例(平成11年中津川市条例第17号)は、廃止する。

(中津川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の中津川市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)から委託を受けた同条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を取り扱う事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該事務に従事していた者に係る旧条例第12条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者にその管理を行わせる市が設置する公の施設の管理事務(以下「指定を受けた管理事務」という。)に従事している者又はこの条例の施行前において指定を受けた管理事務に従事していた者に係る旧条例第12条第4項の規定により準用する同条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第23条若しくは第28条の規定による請

求又は旧条例第32条第1項若しくは第5項の規定による是正の申出がされた場合における開示、訂正及び利用停止(これらに係る旧条例第31条に規定する費用負担を含む。)又は是正の申出に対する措置については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて体系的に構成したものをいい、その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項又は第2項に規定する者

5 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

7 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年中津川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条中「中津川市個人情報保護条例(平成11年中津川市条例第17号)の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮する」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

(中津川市情報公開条例の一部改正)

第5条 中津川市情報公開条例(平成25年中津川市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報フ

ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条第2項中「前条第1号」を「前条第2号」に改める。

(中津川市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による改正後の中津川市情報公開条例（以下この条において「新情報公開条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等について適用する。

議第77号

中津川市個人情報保護審査会条例の制定について
中津川市個人情報保護審査会条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるため、この条例を定めようとする。

中津川市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、中津川市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、中津川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第1号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中津川市条例第 号）第9条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人

とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第15条 審査会は、第4条第2号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第2号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）の一部を次ように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に条例で定める場合を除き」を加える。

別表中津川市個人情報保護審査会の項を削る。

(旧審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の中津川市附属機関の設置等に関する条例第2条の規定により設置された中津川市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

3 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

4 この条例の施行の際旧審査会が行っている中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）の規定によりその権限に属せられた事項に関する調査審議については、当該事項が第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

議第78号

中津川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
中津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する
ものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、定年年齢の引き上げに伴う制度の整備を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(中津川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の定年等に関する条例(昭和59年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条を次のように改める。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び

第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠損を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠損を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市の規則で定める。

第2章の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）第10条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年中津川市条例第17号）第4条に規定する管理職手

当を支給される職員の職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- （1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- （2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- （3） 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後に

おける最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数

に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要す

る職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、中津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年中津川市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に掲げる職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を次のように改める。

5 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第6項を削る。

第6条中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条の4第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加える。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第1項」を「前項」に改め、「とあるのは」の次に「、」を加え、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2第2項中「第10条」の前に「第5条第3項及び第4項、第6条、」を加え、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第19項中「もの」を「措置」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則に次の8項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 中津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年中津川市条例第 号）による改正前の中津川市職員の定年等に関する条例（昭和59年中津川市条例第17号）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員
- (3) 中津川市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 中津川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

27 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市の規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の

適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第27項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項(第21条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第27項、第29項又は第30項の規定による給料の額との合計額」とする。

32 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年中津川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年中津川市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(中津川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 中津川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和35年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」を「、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に、「あつては」を「ついては」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年中津川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「中津川市条例第17号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(中津川市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 中津川市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年中津川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項、第28条第3項及び第4項」に、「職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果」を「、職員の分限」に改める。
第2条及び第3条を次のように改める。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第5条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員は、前項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

3 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 中津川市職員の給与に関する条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに中津川市職員の給与に関する条例附則第25項の規定による降給とする」とする。

4 第5条第3項の規定は、中津川市職員の給与に関する条例附則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市の規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「占める職員」を「占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「、第6条の2、第8条」を削り、「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「、第8条」を削り、「第18条第1項」の次に「又は中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年中津川市条例第3号）第4条」を加える。

（中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第10条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第11条 中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第12条 中津川市職員の退職手当に関する条例（昭和37年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。）」を「に服することを要するもの（以下「職員」という。）」に改め、同項第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項中「常時勤務に服することを要するもの」を「職員」に改め、「含む。」

の次に「第12条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第12条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項本文中「については」を「で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは」に改め、同項ただし書中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第4条第1項第1号中「地方公務員法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「地方公務員法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改め、同条第9項第4号、第11項第2号及び第16項第4号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第12条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく市の規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市の規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第16条第1項第2号及び同項第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年

前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び同項第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第19条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第9項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加える。

附則第10項中「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加える。

附則第11項中「第5条」の次に「又は附則第18項」を加える。

附則第16項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の9項を加える。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、中津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年中津川市条例第 号）による改正前の中津川市職員の定年等に関する条例（昭和59年中津川市条例第17号）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

20 職員の給与に関する条例附則第25項の規定による職員の給料月額の設定は、給

料月額減額改定に該当しないものとする。

2 1 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達した日」とあるのは「定年（附則第19項に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第19項に掲げる職員にあつては65歳とする。）に達した日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第19項に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第19項に掲げる職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

2 2 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市の規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第19項に掲げる職員以外の者	60歳
附則第19項に掲げる職員	65歳

2 3 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条

の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(中津川市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 中津川市職員の再任用に関する条例（平成13年中津川市条例第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中中津川市職員の定年等に関する条例附則に3項を加える改正規定（附則第5項に係る部分に限る。）、第12条中中津川市職員の退職手当に関する条例第12条第4項及び附則第16項の改正

規定、附則第11条並びに附則第15条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（令和5年4月1日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の中津川市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の中津川市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市の規則で定める職にあつては、市の規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日前に改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に改正後の定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、

当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前の定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後の定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者

であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前の定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している者（改正後の定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合に

において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後の定年条例定年が基準日の前日における改正後の定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が基準日の前日における改正後の定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が改正後の定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している者（当該市の規則で定

める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める者)を、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市の規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

第12条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「改正後の勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

第13条 暫定再任用職員に対する第12条の規定による改正後の中津川市職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「中津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年中津川市条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

第14条 改正後の退職手当条例第2条第2項及び第12条第2項の規定は、令和5年4月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第15条 改正後の退職手当条例第12条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項のその他の市の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議第79号

中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について
中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

国家公務員に準拠し、職員等の給与を改定するため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900

62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100	

12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	603,400
23	330,500	400,200	452,600	517,600	604,400
24	333,800	401,800	454,900	519,500	605,400
25	337,300	403,800	456,900	521,200	606,400
26	339,800	406,100	459,200	523,000	607,400
27	342,400	408,300	461,400	524,800	608,400
28	344,700	410,600	463,700	526,600	609,400
29	347,100	412,900	465,800	528,200	610,400
30	348,900	415,000	468,100	530,000	611,400
31	350,700	417,000	470,400	531,800	612,400
32	352,700	419,100	472,600	533,600	613,400
33	354,900	421,000	474,600	535,200	614,400
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	

54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	572,500
67		470,400	522,100	573,400
68		471,000	523,000	574,300
69		471,300	523,900	575,200
70		472,000	524,700	576,100
71		472,700	525,600	577,000
72		473,400	526,500	577,900
73		473,800	527,300	578,800
74		474,400	528,200	579,700
75		475,100	529,100	580,600
76		475,800	529,800	581,500
77		476,200	530,600	582,400
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		

	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員			円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	

32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		

74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この給料表は、病院、診療所、家畜診療所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の医療業務に従事する職員で市の規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	

35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	

77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		

119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		

	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市の規則に定めるものに適用する。

第2条 中津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

（中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5を、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5を、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年中津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「、6月に支給する場合には100分の202.5を、12月に支給する場合には100分の212.5」に改める。

第6条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の202.5を、12月に支給する場合には100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

(中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和32年中津川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「、6月に支給する場合には100分の207.5を、12月に支給する場合には100分の217.5」に改める。

第8条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の207.5を、12月に支給する場合には100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規定は、令和4年4月1日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の中津川市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定

(2) 第3条の規定による改正後の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の一般職任期付職員給与条例」という。)の規定

(3) 第5条の規定による改正後の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定

(4) 第7条の規定による改正後の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議会議員報酬条例」という。)の規定

(給与等の内払)

第2条 第1条の規定による改正前の中津川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条 第3条の規定による改正前の中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第4条 第5条の規定による改正前の中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第5条 第7条の規定による改正前の中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議会議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

議第80号

中津川市積立基金条例の一部改正について
中津川市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市積立基金条例で設置する基金を整理するため、この条例を定めようとする。

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例

中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表減債基金の項中「定める額」の次に「及び一般会計の毎年度において新たに生じた歳入歳出の決算剰余金のうちから市長が定める額」を加え、同表電源立地地域対策

交付金事業基金の項を削り、同表中 「

図書館建設及び図書購入基金	図書館の建設
---------------	--------

及び図書の購入に要する財源に充てるため」を 「

図書館振興基金	読書推進及び
---------	--------

「

図書管理に要する資金に充てるため

」に改め、同表農業振興基金の項、廃棄物処理施設

基金の項及び緊急雇用対策基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第81号

中津川市農業・交流活性化基金条例の廃止について
中津川市農業・交流活性化基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市農業・交流活性化基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市農業・交流活性化基金条例を廃止する条例

中津川市農業・交流活性化基金条例（平成17年中津川市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第82号

中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について
中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

下野小学校、福岡小学校及び高山小学校の統合に伴い、下野小学校及び高山小学校の施設は目的外の使用に供さなくなるため、この条例を定めようとする。

中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例

中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成21年中津川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第16 中津川市福岡学校施設の部下野小学校体育館の項、高山小学校体育館の項及び高山小学校グラウンド夜間照明の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第83号

中津川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
中津川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

学校給食費を公会計化し、徴収管理業務を市が行うため、この条例を定めようとする。

中津川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。）及びその他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、本市が設置する小学校及び中学校において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第84号

中津川市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

中津川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

福岡学校給食共同調理場を設置し、当該調理場に苗木学校給食共同調理場及び蛭川学校給食共同調理場を統合するため、並びに坂下学校給食共同調理場の名称を変更するため、この条例を定めようとする。

中津川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

中津川市学校給食共同調理場設置条例（昭和61年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市苗木学校給食共同調理場の項及び中津川市蛭川学校給食共同調理場の項を削り、同表中「

中津川市坂下学校給食共同調理場

」を「

中津川市やさか

」

学校給食共同調理場

に改め、同表に次のように加える。

中津川市福岡学校給食共同調理場	中津川市福岡1番地22
-----------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 中津川市福岡学校給食共同調理場の設置のための手続きその他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議第85号

中津川市子ども・子育て会議条例の一部改正について
中津川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

中津川市子ども・子育て会議条例（平成25年中津川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第86号

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

放課後児童支援員の要件である研修の修了の期限に関する経過措置を延長するため、こ
の条例を定めようとする。

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第87号

東濃5市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、東濃5市消防通信指令事務協議会規約を協議により定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

東濃5市消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行するため、東濃5市消防通信指令事務協議会を設立するに当たり、その規約を定めることについて協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

東濃5市消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、消防通信指令に関する事務を消防通信指令施設において共同して管理し、及び執行することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、もって消防事務の高度化による消防力の強化を図ることを目的とする。

(協議会等の名称)

第2条 協議会は、東濃5市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）という。

2 消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行する施設は、東濃5市消防指令センターという。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長及び委員9人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市の消防長の職にある者（以下「各消防長」という。）のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、各消防長（会長である者を除く。）及び各消防長が指名する者のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間における配分については、関係市の長が協議により、これを定める。

2 各消防長は、それぞれの消防職員のうちから、当該消防長が所属する市の長の承認を得て、前項の規定により配分された定数の職員を選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員を選任した消防長の職にある者に意見を聴き、その解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、当該担当事務に関する瑞浪市の条例等（条例、規則その他の規程を

いう。以下同じ。)を関係市の当該担当事務に関する条例等とみなして、当該担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 瑞浪市は、担当事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市(瑞浪市を除く。次項及び次条第3項において同じ。)と協議しなければならない。

3 瑞浪市長は、担当事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係市は、前項の規定による負担金を、瑞浪市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産は、関係市が協議して取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する瑞浪市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による財産の管理について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「担当事務」とあるのは「担当事務の用に供する財産の管理」と読み替えるものとする。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年12月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の日から令和8年3月31日までの期間においては、第4条の規定中「の事務」とあるのは「の準備に関する事務」とする。

2 前項に規定する期間においては、第5条の規定にかかわらず、同条中「瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター」とあるのは「瑞浪市土岐町112番地の1瑞浪市消防本部」とする。

議第88号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市茄子川字二ツ岩402番1の内	山林	341.33
	宅地	252.39
中津川市茄子川字二ツ岩403番119	山林	654.82
中津川市茄子川字二ツ岩403番120	山林	1,307.69
中津川市茄子川字二ツ岩404番4	山林	842.89
中津川市茄子川字二ツ岩405番1	山林	618.82
中津川市茄子川字二ツ岩405番3	山林	1,533.63
中津川市茄子川字二ツ岩405番6	山林	1,672.78
中津川市茄子川字二ツ岩405番8	山林	2,146.21
中津川市茄子川字二ツ岩405番15	保安林	330.56

中津川市茄子川字二ツ岩405番16	山林	333.36
中津川市茄子川字二ツ岩405番19	山林	338.05
中津川市茄子川字二ツ岩406番20	山林	323.65
中津川市茄子川字二ツ岩406番21	山林	427.87
中津川市茄子川字二ツ岩406番22	山林	439.27
中津川市茄子川字二ツ岩423番	山林	12,405.68
中津川市茄子川字二ツ岩425番1	山林	
中津川市茄子川字二ツ岩425番2	山林	
中津川市茄子川字二ツ岩446番1	山林	
中津川市茄子川字二ツ岩425番3	山林	2,344.10
中津川市茄子川字二ツ岩426番1	山林	15,710.11
中津川市茄子川字二ツ岩426番2の内	原野	4,614.63
	ため池	982.53
中津川市茄子川字二ツ岩427番20	原野	184.23
中津川市茄子川字二ツ岩427番9	山林	3,534.41
中津川市茄子川字二ツ岩446番2	山林	8,683.00
合 計 面 積		60,022.01

2 取得金額 100,547,688円

3 取得の相手方 個人(19名)

議第89号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市駒場字西山2499番の内	原野	5,819.93
中津川市駒場字西山2500番1の内	畑	259.01
合計面積		6,078.94

2 取得金額 48,044,688円

3 取得の相手方 個人（1名）

議第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	明治座 中津川市加子母4793番地2
指定管理者	中津川市加子母3519番地2 特定非営利活動法人 かしもむら
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市福岡公民館 中津川市福岡716番地2
	常盤座 中津川市高山1026番地1
指定管理者	中津川市福岡716番地2 ふくおかまちづくり協議会
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで